

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童手当・特例給付支給事由消滅処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和 3 年 1 1 月 5 日付けで行った児童手当法（以下「法」という。）に基づく児童手当・特例給付支給事由消滅処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の取消しを求めている。

1 処分庁による現況届の審査及び認定について

処分庁は、令和 2 年現況届から、請求人が公務員に就職した事実を把握すべきであったのに、漫然と特例給付の支給を継続した。

処分庁が定める「児童手当・特例給付事務取扱要綱」13条2項は、現況届の処理及び審査について、認定請求時の処理及び審査の規定を準用することを定め、同条3項は、「区長は、前項の規定により児童手当等を引き続き支給すべきものと認めたときは、その旨を受給者台帳に記録するものとする。」としている。

令和2年の段階で、受給者台帳への記録は、共済が国家公務員共済に切り替わっていたことが分かった。

令和2年現況届には、請求人が〇〇省に勤務していること、国家公務員であることが明らかに分かるような記載になっており、令和2年現況届と令和3年現況届は同じ内容である。（担当職員は、）令和2年には特定地方行政法人の職員だと思い、令和3年には国家公務員だと思って連絡してきた。

令和2年現況届により、例外的な存在であると思われる特定地方行政法人の職員であると認定されたことに非常に疑問を持っている。なぜ確認しないまま例外的な存在であるという事実認定をしたのか。

現況届についてどのような審査をすべきなのか、処分庁と請求人とで認識が異なる。処分庁はサービスだと、法的義務はないと言うが、私はあると思う。

子ども手当、児童手当は、子の養育のために使うのが制度趣旨であり、処分庁の見落とししによって、最終的に損害を受けたのは請求人の子である。今後、同様のことがないように、処分庁におかれては十分注意していただきたい。

2 消滅届について

処分庁は、公務員に就職したときはその事実を消滅届により届け出る義務がある旨主張する。

しかし、消滅届について、e-gov 法令検索に掲載されている様式第10号（消滅届の様式）、消滅事由として「公務員になったとき」は挙げられていない（甲4）。これに対し、現況届について、e-gov 法令検索に掲載されている様式第6号には、「受給者」「④職業」「イ. 公務員」の選択欄がある（甲5）。したがって、法26条3項及び規則7条1項の文言からは、受給者に公務員に就職した事実を消滅届により届け出る義務があるとの解釈は導かれ

ない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 4年10月18日	諮問
令和 4年12月23日	審議（第73回第2部会）
令和 5年 1月31日	審議（第74回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 児童手当の支給要件に該当する者（以下「一般受給資格者」という。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならないとされている（法7条1項、規則1条の4）。
- (2) 市町村長は、認定をした一般受給資格者に対し児童手当を支給するものとされ、児童手当の支給は、一般受給資格者が認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わるとされている（法8条1項及び2項）。
- (3) 児童手当の支給を受けている一般受給資格者は、前年の所得

状況及びその年の6月1日における被用者又は被用者等でない者の別を6月中に市町村長に届け出なければならない（法26条1項、規則4条1項）ほか、受給事由が消滅したときは、速やかに規則様式第10号による届書を市町村長に提出しなければならない、とされている（法26条3項、規則7条1項）。

このうち、被用者とは、健康保険の被保険者であって公務員でない者をいい、被用者等でない者とは、被用者又は公務員でない者をいう、とされている（法18条1項及び3項）。

(4) 「児童手当法の一部を改正する法律等の施行について」（平成24年3月31日付雇児発0331第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。この通知は、地方自治法245条の4に規定する技術的な助言である。以下「局長通知」という。）第2・3・(5)によれば、「法8条2項等の『児童手当を支給すべき事由が消滅した』とは、法4条に規定する支給要件に該当しなくなった場合のほか、（略）被用者又は被用者等でない者が公務員になった場合も含まれるものであること。」とされている。

(5) 法附則2条1項は、当分の間、法4条に規定する要件に該当する者で法5条1項の規定（前年の所得が一定の額以上である場合）により手当が支給されない者に対し、市町村は所定の給付（以下「特例給付」という。）を行う旨を規定する。

規則4条1項及び2項並びに7条1項の規定は、規則15条により特例給付に準用されている。

(6) 公務員である一般受給資格者について法第2章（児童手当の支給）の規定（4条ないし17条）を適用する場合には、上記（1）における「住所地の市町村長」及び上記（1）及び（2）における「市町村長」とあるのは、「当該国家公務員の所属する各省各庁の長等」と読み替えるものとされている（法17条1項）。

(7) 「児童手当Q&A集」（平成25年9月30日付厚生労働省児

童手当管理室発行。以下「Q & A集」という。) 問12-8 (答) は、被用者である受給者が4月1日付で公務員になった場合の取扱いについて、児童手当の受給権は、被用者が公務員となって児童手当の認定権者が居住地の市町村長から、公務員の勤務先の長へと変わる4月1日に消滅するので、4月分までは市町村において支給し、公務員の勤務先では5月分以降支給することになる、とする。

この受給権の消滅の考え方は、被用者ではない受給者が公務員となる場合についても同様と解される。

もっとも、公務員の勤務先による児童手当の支給には、受給資格者からの認定請求が公務員の勤務先の長により認定される必要がある(法17条1項により読み替えられた法7条1項)。

- (8) 法の規定により市町村が処理する事務は、地方自治法2条9項1号に規定する法定受託事務である(法29条の2)。

局長通知は、地方自治法245条の4に規定する技術的な助言であり、法の解釈運用指針として合理的なものと認められる。

また、Q & A集は、法を所管する内閣府により、児童手当制度の解釈運用が示されている(本件処分時に適用される平成25年9月1日版は、内閣府移管前に厚生労働省が作成したものである)。

- 2 以上を踏まえ、本件処分について検討する。

請求人は、本児に係る児童手当の受給資格があるとの認定を処分庁から受け、特例給付を受給していたところ、令和2年4月1日に公務員になった。

その後、請求人は、令和2年6月に令和2年現況届を、令和3年6月に令和3年現況届を、それぞれ処分庁に提出した。

担当職員は、令和3年8月6日に、請求人に対して、国家公務員であることを電話で確認し、同日付で消滅届の提出を求める文書

を送付した。

処分庁は、令和3年8月30日付けで請求人から本件消滅届が提出されたことを受けて、請求人の受給資格が令和2年4月1日に消滅したとして、本件処分を行った。

そうすると、本件処分は、本件消滅届の提出により、令和2年4月1日以降は請求人の受給資格の認定権者でなくなったことを把握した処分庁が、同日をもって請求人の受給資格が消滅したことを通知したものであり、上記1の法、規則、局長通知、Q&A集等に基づく処理がなされたものと認められる。

3 請求人の主張について

請求人は、令和2年現況届により、請求人が公務員に就職した事実を把握すべきであったのに、漫然と特例給付の支給を継続した、また、受給者に消滅届により公務員に就任した事実を届け出る義務があるとの解釈は導かれない、と主張する（第3）。

しかし、特例給付の支給を受けている一般受給資格者は、受給事由が消滅したときは、速やかに消滅届を市町村長に提出しなければならない（法26条3項及び規則7条1項（規則15条により特例給付に準用））とされており（1・(3)及び(5)）、受給者が4月1日付で公務員になった場合、児童手当の受給権は、認定権者が居住地の市町村長から、公務員の勤務先の長へと変わる4月1日に消滅する、と解されている（1・(4)及び(7)）。

請求人は令和2年4月1日から公務員になったのであるから、処分庁により認定された本児に係る児童手当の受給権は、認定権者が勤務先の長である〇〇大臣に変わった令和2年4月1日に消滅したのであり、この事実は請求人の主張によって左右されるものではなく、請求人の主張を本件処分の取消理由として採用することはできない。

なお、念のため付言すると、児童手当の認定権者が異なることに

なった場合に、児童手当の受給資格者がとるべき手続については、分かりにくい面があることから、このことについて受給資格者への周知が徹底され、児童手当制度が適正に運用されることを望むものである。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤眞理子、山口卓男、山本未来